

証明書コンビニ交付サービスに係る手数料の引下げについて

1 趣旨

市では、令和8年7月から窓口の開庁時間を午前9時から午後4時までに短縮することに伴い、開庁時間の時間短縮による市民サービスの低下を防止し、利便性向上及びコンビニ交付サービスの利用促進を図るため、コンビニエンスストア等に設置されたキオスク端末（マルチコピー機）による各種証明書の発行手数料を、令和8年7月1日から下記のとおり引下げますので、お知らせします。

2 対象となる証明書

証明書の種類	現行	変更後	変更額
全部事項証明書（戸籍謄本） 個人事項証明書（戸籍抄本）	450 円	350 円	▲100 円
印鑑証明書	300 円	200 円	▲100 円
住民票記載事項証明書	300 円	200 円	▲100 円
住民票の写し	300 円	200 円	▲100 円
戸籍の附票の写し	300 円	200 円	▲100 円

※課税証明書は令和6年4月に引下げ済のため今回の改正の対象外です。

3 その他

市役所等の窓口で証明書等を発行する場合は、現行の手数料から変更はありません。